

令和6年度 湖西市保育施設利用調整指数表

＜基準点の考え方＞

- 申請書受付締切日までに提出された書類等により審査します。
- 利用調整は、次に定める「【1】基本指数」と「【2】調整指数」の合計値に基づき行います。
- 合計値が同点の場合は、「【3】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
- 園の職員体制などによっては、必ずしも点数順の調整ができない場合があります。
- 転園の申込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

【1】基本指数（児童の保護者の状態）

区分A～Jのうち一番指数の高い細目を父母ともにひとつずつ適用します。

区分	類型	細目	父	母		
A	就 労 (就労内定を含む)	月155時間以上の就労を常態	20	20		
		月150時間以上の就労を常態	19	19		
		月140時間以上の就労を常態	17	17		
		月120時間以上の就労を常態	15	15		
		月100時間以上の就労を常態	13	13		
		月80時間以上の就労を常態	11	11		
		月64時間以上の就労を常態	9	9		
	内職	内職で月64時間以上の就労を常態	8	8		
B	妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内	/	14		
C	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院または常時病臥	20	20	
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断されている場合	16	16
				上記以外で通院加療を要し、保育が困難な場合	14	14
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者で保育が困難な場合	20	20	
身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている者で保育が困難な場合	18		18			
身体障害者手帳4級の交付を受けている者で保育が困難な場合	14		14			
D	親族の介護・看護	病院等の指示により、1か月以上の付き添いが必要	20	20		
		身体障害者手帳1～2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持又は介護保険の介護認定4～5の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	16	16		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳3級を所持又は介護保険の介護認定2～3の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	13	13		
		上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	11	11		
E	災害	震災、風水害、火災などの災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	20	20		
F	求職	求職活動、起業準備の場合	7	7		
G	就学	国・県等設置の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学（※1 就労に準じる）	※1	※1		
H	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合	20	20		
I	不在等	死亡・離別・行方不明、拘禁等	20	20		
J	その他	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合（※2 各類型に準じる）	※2	※2		

【2】調整指数

○番号の1から13までに該当する調整要件を調整指数として基本指数に加点・減点します。

○同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		指数
1	世帯の状況	生活保護世帯	4
		ひとり親の状況＝親族等と同居していない世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	10
		ひとり親の状況＝親族等と同居している世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	6
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合 (要保護児童など)	4
2	育児休業期間の終了※3		5
3	父母どちらかの1か月の就労日数(就労日数の少ない方)	月20日以上就労	3
		月16日以上20日未満の就労	2
		月12日以上16日未満の就労	1
4	父母のどちらかが保育士等	保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市内の特定教育・保育施設等に就労する場合	8
		保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市外の特定教育・保育施設等に就労する場合	3
5	きょうだい利用中の園への入園申込	すでにきょうだい(1人)が希望施設(保育部)を利用中の場合※4	6
		すでにきょうだい(2人以上)が希望施設(保育部)を利用中の場合※4	7
6	きょうだい同時入園申込	きょうだい同時に申込み(2人)	2
		きょうだい同時に申込み(3人以上)	4
7	地域型保育事業所の卒園児		20
8	2歳児までを預かる事業所内保育施設(認可外)の卒園児		15
9	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合		8
10	保育料・給食費等に3か月以上未納があり、納付相談が無いまたは納付誓約を履行していない場合		-3
11	入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たすような行為を行った場合(同一年度内の入園申込期間中に限る)		-15
12	他市からの利用調整希望者		-20
13	希望する保育施設に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合、利用調整基準点を0点とする※5		

※3 緊急一時預かり事業の利用に伴い育児休業を終了した場合、事業の利用中は適用する。

※4 認定こども園(幼稚園部)に在籍している児童の申込には適用しない。

※5 補助票①の【育児休業延長希望】にチェックした場合に適用する。

【3】同点の場合の優先順位

指数の合計が同点の場合は、利用希望施設の順位を踏まえた上で、下表の判定項目の順に優先順位を決定します。

優先順位	判定項目(同指数者間で比較し、当てはまる時点で決定)
1	湖西市民(転入予定含む)
2	【1】基本指数が高い世帯
3	【1】基本指数の類型別に優先①災害 ②不在等 ③虐待・DV ④疾病 ⑤障がい ⑥就労 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
4	【2】調整指数の要件1『生活保護世帯・ひとり親世帯』の適用がある場合
5	【2】調整指数の要件5『きょうだい利用中の園への入園申込』の適用がある場合
6	希望する保育施設の希望順位が高い順
7	養育している小学校3年生以下の子どもが多い世帯
8	保育料・給食費の算定市民税額の低い世帯
9	家庭状況を総合的に考慮し、より保育の必要性があると認められる申込児童